

第九四回

参第二号

義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律の一部を改正する法律（案）

義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律（昭和五十年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項に次のただし書を加える。

ただし、期末手当及び勤勉手当については、この限りでない。

第十五条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

- 2 女子教育公務員等の育児休業に際し、その勤務する義務教育諸学校等の教育職員又は医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の職務を補助させることができるような特別の教育職員又は看護婦、保母等がある場合において、任命権者が、当該教育職員又は看護婦、保母等に、第四条第一項の規定により定められた育児休業の期間、当該義務教育諸学校等の教育職員又は当該医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の職務を補助させることとするときは、前項の臨時的任用を行うことを要しない。

附 則

（施行期日）

- 1 この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

（裁判所職員臨時措置法の一部改正）

- 2 裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

本則第六号中「第十五条第二項」を「第十五条第三項」に改める。

理 由

育児休業の許可を受けた職員に対しては、期末手当及び勤勉手当の支給の基準日が育児休業の期間内にある場合でもこれらの手当を支給することができることとするとともに、育児休業の許可に伴う臨時的任用を行うことを要しないこととする場合を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、初年度約七億九千万円の見込みである。